

平成24年1月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 福川美子

平成23年(ワ)第2170号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月25日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 山 田 克 己

東京都千代田区麴町五丁目2番地1

被 告 株式会社オリエントコーポレーション

同代表者代表取締役 西 田 宜 正

同訴訟代理人弁護士 近 藤 雅 樹

同 内 河 惠 一

同 雑 賀 正 浩

同 原 富 祐 美

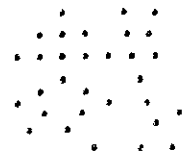
主 文

- 1 被告は、原告に対し、71万1483円及び内金69万7002円に対する平成23年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを100分し、その85を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、460万7137円及び内金428万9525円に対する平成23年1月28日から支払済みまで年5分の割合による



金員を支払え。

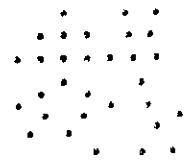
第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告との間で借入れと返済を繰り返してきた原告が（ただし、後記のとおり、借入れと返済の履歴について当事者間に争いがある。）、被告に支払った利息制限法（ただし、平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ）1条1項所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超える利息（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当して計算すると、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書1（以下「計算書1」という。）のとおりとなって過払金が生じており、かつ、被告が民法704条所定の悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、被告に対して、最終取引日の平成23年1月27日までの過払元利金合計460万7137円（内訳は、最終取引日である同日時点における過払元金428万9525円、同日までの過払利息31万7612円）及び上記過払元金428万9525円に対する平成23年1月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息の支払を求めた事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、括弧書きの証拠又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

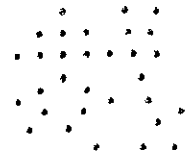
(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の「貸金業の規制等に関する法律」である。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であるとともに、いわゆるカードショッピングの利用代金の立替払等も業として行っている信販会社である。（弁論の全趣旨）

(2) 原告は、平成元年10月11日、被告との間で、「ムラサキヤ・コスメティックスカード」という名称のカード会員契約（契約番号5248-■■■■-1073-7009。ただし、同番号は後記のカードの再発行後の番



号であり、再発行前の契約当初の番号は、7290-XXXXXXXXXX7014であった。)を締結した(以下「本件カード基本契約」という。))。

「ムラサキヤ・コスメティックスカード」(以下「本件カード」という。)とは、被告がその加盟店である「化粧品のみらさきや」と提携して発行しているクレジットカードであり、原告は、被告から本件カードの貸与を受けて、本件カード基本契約に基づき、同カードを利用して、定められた一定限度の範囲において、立替払契約取引(カードショッピング)及び金銭消費貸借取引(カードキャッシング)ができる。同契約の会員規約には、カードキャッシングには、貸付条件の異なる、キャッシングサービス、テレホンローン、クイックキャッシングサービスの3通りがあり、会員は、現金自動貸付機の使用あるいは被告の営業店でのキャッシングができること、カードキャッシングの利息計算はアドオン方式(1円未満切捨て)によるものとし、会員は融資金にアドオン方式で算出された利息を加えた額を被告に支払うこと、利率は金融情勢等の変動により被告が改定することもあること、カードキャッシングの利用限度額は所定の方法で被告が定めた金額とし(同契約に基づく取引終了日である平成23年1月27日時点では与信限度額50万円)、カードキャッシングの融資金は毎月末日に締め切り、翌月から毎月27日にカードキャッシングの返済金を被告に支払うこととし、支払方法は毎月元利均等分割返済方式とすること、キャッシングサービスの支払方法は1回払の場合には融資金に対し2.7パーセント(アドオン。実質年率では最長58日の場合年17.3パーセント、最短28日の場合年36.5パーセント)の利息を加算して一括して支払うこと、キャッシングの返済方法について、返済回数1回の場合には、返済期間1か月、実質年率17.3ないし36.5パーセント、利率(アドオン)2.7パーセント、返済回数3回の

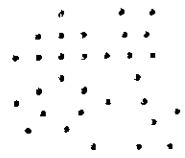


場合には、返済期間3か月、実質年率30.4パーセント、利率（アドオン）5.1パーセント、返済回数6回の場合には、返済期間6か月、実質年率34.2パーセント、利率（アドオン）10.2パーセント、返済回数10回の場合には、返済期間10か月、実質年率35.6パーセント、利率（アドオン）17.0パーセント、返済回数15回の場合には、返済期間15か月、実質年率35.9パーセント、利率（アドオン）25.5パーセント、返済回数20回の場合には、返済期間20か月、実質年率35.6パーセント、利率（アドオン）34.0パーセントとすること、遅延損害金の年率を年29.2パーセント（1年を365日とする日割計算）とすること等の包括的な契約条件の定めがあった。また、カードショッピングについても、その支払金の支払方法について、原則として、1回払、分割払、ボーナス併用払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によることとし、カードショッピングの利用代金は、原則毎月5日締め切り、当月から毎月27日に、利用代金に分割払手数料を加算した金額を所定の支払回数で除した額ずつ支払うことと定められた。（乙1, 2, 弁論の全趣旨）

(3)ア 原告が、被告に対し、本件カード基本契約に基づいて、平成元年12月27日以降平成10年8月27日までの間に弁済をした取引の履歴は、別紙「XXXXXXXXXX・入金履歴抜出」（以下「本件入金履歴」という。甲3）のとおりである。（甲1, 3, 弁論の全趣旨）

なお、これらの弁済が、本件カード基本契約に基づく借入れに対するものであるか、その一部が同契約に基づくカードショッピングの立替払に対するものであるかについて、当事者間に争いがある。

イ 原告は、被告との間で、本件カード基本契約に基づいて、平成10年9月3日以降平成23年1月27日までの間に、別紙「利息制



限法計算シート」(甲2)の「新規貸付額」欄、「入金額」欄に対応する「年月日」欄の日に、上記各欄の貸付け、返済の取引をした。

(甲2, 弁論の全趣旨)

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原, 被告間の金銭消費貸借取引の存在及びその取引経過

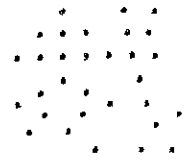
(原告の主張)

原告は、被告との間で、昭和57年頃に本件カード基本契約と同様の基本契約を締結したものであり、平成元年の前記の契約にかかる契約書は、それまでの取引の支払金の引落とし口座を変更するために作成したものである。

原告は、昭和57年頃に被告からカードを受け取ってすぐにカードキャッシングの取引を開始しており、被告からの取引履歴の開示で判明している平成元年12月までに約6年間、借入と返済を継続してきたと考えられ、制限超過部分の残元本への充当をした結果、平成元年12月時点で少なくとも残元本が0円となったといえる。

そうすると、原告と被告との間の金銭消費貸借取引の取引経過は、別紙計算書1のとおりとなる。

被告は、別紙計算書1の借入れの弁済の一部である平成2年7月27日の9650円、同年8月27日9500円、同年9月27日9500円の各弁済について、被告作成の「3次移管時出力の入金履歴」と題する一覧表(甲1)記載の入金額の充当先である売上連番「5005」に利息と手数料の記載がないことを理由に、カードキャッシングの弁済ではなくカードショッピングの弁済である旨主張するが、被告においては、平成6年頃まではカードキャッシングにおいても返済額をアドオン方式で算出するものされ(乙1)、カードキャッシングもカードショッピングもその計算方式は同じであ



ったから、利息・手数料の記載がないからといってカードショッピングとは限らないから、被告の主張は採り得ない。

(被告の主張)

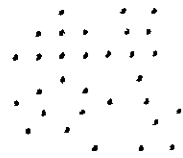
ア ショッピングの混在

原告が被告との間で、平成元年10月11日に本件カード基本契約締結後に借入れと返済の取引が繰り返されたことは認めるが、返済のうちの一部にカードショッピングの弁済も混在しているので、過払金についての引直計算の対象からは、これらを除外すべきである。

本件カード基本契約に基づく入金履歴（甲1）では、平成2年1月5日以降分については、売上げごとに元本と利息・手数料を区別して充当先が記載されているところ、被告が取り扱う貸付けはすべて利息が発生するため、売上げが「貸付け」の場合は、必ず充当先に利息・手数料があり、充当先に利息・手数料がない売上げは「貸付け」ではなく、「ショッピング」ということである。ここで、入金履歴（甲1）をみると、充当先が元本のみで利息・手数料への充当がない売上げは、平成2年7月27日付弁済の充当先である売上連番「5005」、平成4年6月29日付弁済の充当先である売上連番「5001」があり、これら売上げは「貸付け」ではなく「ショッピング」ということになる。

イ 売上連番「5001」以降の貸付記録がない貸付けの推計

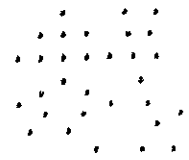
(ア) 被告においては、本件カード基本契約に基づく取引が10年を優に超えているため、すべての貸付けに関する記録を保管しておらず、現在確認できる同契約に基づく貸付けは、別紙利息制限法計算シート記載の平成10年9月以降の各貸付けがすべてであり（甲2）、それ以前の取引については、貸付けの記録



は残っていないが、同契約による当初からの入金記録された入金履歴（甲1）を保持しており、平成2年1月5日以降の入金については、現行コンピュータシステムに移行して、本件カード基本契約に基づく売上げについてそれぞれ個別の契約が成立するとの解釈のもと、売上げごとに「売上連番」を付して管理し、平成2年1月以降の入金について、その充当先を売上連番ごとに区別し、かつ、元本と利息を区別して記録するようになったので、入金履歴を分析することによって、貸付記録がない貸付けについても貸付金額及び貸付月と貸付日を推計することができる。

まず、前記入金履歴（甲1）のうちの平成7年3月までに最後の請求がなされた売上げの内容は、コンピュータから削除されてCD-R等の記録媒体にも残されていないために、貸付けの記録がないものであるところ、これらについて、前記入金履歴（甲1）をみると、別紙入金充当一覧のとおり充当され、平成7年3月までに完済され既に売上げの記録が残っていない本件カード基本契約に基づく売上げは、これらの10件ということになる（売上連番5004を除く。）。このうち、充当先が「元本」のみの売上げは、被告が扱う貸付けはすべて利息がつき、弁済金の充当先には必ず「元本」のほか「利息」があるから、カードショッピング利用である。別紙入金充当一覧の「元本」への充当のみの売上げは、売上連番「5005」と「5001-3」の2件であり、これら売上げがカードショッピングということになる。したがって、かかる2件を除く8件の売上げが、貸付記録がない貸付けということになる。

これら貸付記録がない貸付けについて、次の手順で、入金履



歴から、貸付金額、貸付月、貸付日を推計する。

(イ) 貸付金額について

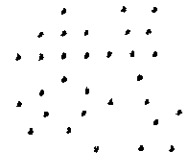
入金履歴には、貸付けごと、すなわち売上連番ごとに、かつ、元金と利息・手数料別に充当を記録しており、入金履歴をみれば各入金額がどの貸付けの元金、利息・手数料にいくらずつ充当されたかがわかるようになっている。したがって、売上連番ごとにこれを集計すると、各連番の元金に合計いくらずつ充当したかが分かることになる。そして、元金への充当額の合計は貸付元本額ということになる。上記「貸付記録がない貸付け」に対する元金への充当状況は、別紙入金充当一覧のとおりであり、これら元金に対する充当金の合計額こそが、上記各売上連番に係る貸付けにおける貸付金額である。

(ウ) 貸付月について

被告においては、1回目の弁済日を「貸付日の属する月の翌月27日」としているので、各貸付けに対する1回目の約定弁済日（利息に対する弁済充当も含む。）の前月が、貸付月ということになる。入金履歴（甲1）上、売上連番が最初に登場したときの入金日が、当該売上連番にかかる貸付けの1回目の弁済日であり、各貸付けの貸付月はその前月である。本件の8件の貸付記録がない貸付けにおける、それぞれ1回目の弁済日は、別紙記録なき貸付け一覧の「初回弁済日」欄記載のとおりであり、各貸付月は同「貸付月」欄記載のとおりとなる。

(エ) 貸付利率について

本件カード基本契約に基づく「1回払い」の場合の利率は、平成2年1月頃から平成2年12月頃まで年24.0パーセント、平成3年1月頃から平成6年12月頃まで年28.8パー



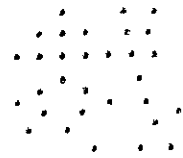
セントという具合に推移している。一方、「回数指定分割払」や「リボルビング払い」の場合の貸付利率の推計は、ある売上連番についての2回目の利息充当額から計算する。被告は、毎月28日から翌27日までを1か月とする月利残債方式で計算することを基本としており、貸付日が1日から26日までの場合、貸付日から27日までの利息を期間利息として、1回目の利息充当額に加算（又は貸付日が27日から月末までの場合は、28日から貸付日の前日までの日数分の利息を1回目の利息より控除）していることから、2回目の利息額から貸付利率を推計する。2回目の利息額は、前記(イ)の方法で判明した「貸付金額」から1回目の元本充当額を控除した残元本に貸付利率を乗じて算定される。その計算式は次のとおりとなる。

$$2 \text{ 回目の利息額} = (\langle \text{貸付元本} - 1 \text{ 回目の元本充当額} \rangle \times \text{貸付利率}) \div 12$$
$$\text{貸付利率} = 2 \text{ 回目の利息額} \div (\text{貸付元本} - 1 \text{ 回目の元本充当額}) \times 12$$

本件カード基本契約に基づく取引の売上連番「5002」をみると、2回目の利息充当額は392円、貸付元本は2万円、1回目の元本充当額は6477円であるので、貸付利率は、上記計算式により、34.8パーセントと推計される。

(オ) 貸付日について

被告は、毎月28日から翌月27日までを1か月とする月利残債方式を採用しており、貸付日の翌日から27日までの利息を「期間利息」として1回目の利息額に加算し、又は貸付日が27日から月末までの場合は、28日から貸付日までの日数分の利息を1回目の利息より控除する。すなわち、1回目の利息



額から1か月分の利息額（＝貸付元本×貸付利率÷12）を控除したものが「期間利息額」であり、これを数式に表すと次のとおりとなる。

$$\text{期間利息額} = 1 \text{ 回目の利息充当額} - \text{貸付元本} \times \text{貸付利率} \div 12$$

他方、「期間利息」は、貸付元本に期間利息利率を乗じてこれを365日（うるう年の場合には366日）で除し、貸付日から27日までの期間を通じて算出することもできる。これを数式に表すと次の通りとなる。

$$\text{期間利息額} = \text{貸付元本} \times \text{貸付利率} \times (27 - \text{貸付日}) \div 365$$

したがって、次の計算式で推計できる。

$$1 \text{ 回目の利息充当額} - \text{貸付元本} \times \text{貸付利率} \div 12$$

$$= \text{貸付元本} \times \text{貸付利率} \times (27 - \text{貸付日}) \div 365$$

となり、

$$\text{貸付日} = \{ (27 \times \text{貸付元本} \times \text{貸付利率}) - 365 \times (1 \text{ 回目の利息充当額} - \text{貸付元本} \times \text{貸付利率} \div 12) \} \div (\text{貸付元本} \times \text{貸付利率})$$

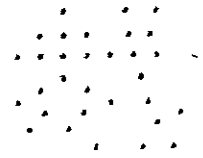
本件カード基本契約にあてはめると、売上連番「5001」について、

$$\text{貸付日} = \{ (27 \times 1 \text{ 万円} \times 0.240) - 365 \times (351 \text{ 円} - 1 \text{ 万円} \times 0.240 \div 12) \} \div (1 \text{ 万円} \times 0.240) \doteq 4.0354 \doteq 4 \text{ 日}$$

となり、4日が貸付日と推計されることになる。

売上連番「5001」の初めての弁済は平成2年4月27日であるから、貸付月はその前月の平成2年3月である。したがって、売上連番「5001」の貸付日は「平成2年3月4日」と推計されるのである。

貸付日が推計どおり「平成2年3月4日」であれば、3月2



7日まで23日分の期間利息が1か月分の利息に加算され、平成2年4月27日に決済されているはずであるところ、検算的に検証してみると、23日分の期間利息額は、

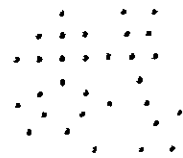
期間利息額＝1万円×0.240÷365日×23日≒151.232≒151円となり、1か月分の利息である200円（1万円×0.24÷12）に当該期間利息である上記151円を加算した351円が、1回目の利息額として充当処理されることとなる。実際の1回目の利息充当額をみると、351円で一致している。

以上の計算式により、貸付記録がない貸付けの貸付日を推計すると、別紙記録なき貸付一覧のとおりとなる。

ウ 売上連番「1301」の貸付けの推計

(ア) 前記入金履歴（甲1）の売上連番「1301」は、平成2年1月5日より前に発生した売上げであり、同日より前に弁済がなされ、かかる弁済充当が「0000 元本」に含まれている可能性もあり、かつ、元利の区別がないが、次の手順である程度合理的な推計が可能である。

(イ) 前記入金履歴（甲1）の売上連番「1301」への充当状況を見ると、別紙「1301」への入金充当一覧記載の番号2ないし20のとおりであり、元金への充当合計額は19万3060円である。同入金履歴によると、平成2年1月5日より前の弁済は、平成元年12月27日の1万3400円のみである。仮に、この全額が「1301」の元金に充当されたと仮定すると、元金充当合計額は20万6460円になる。しかし、被告の貸付けは基本的に1万円単位であることから、元金充当額合計も1万円単位になるはずであり、とすれば、「1301」の元金充当合計額は、20万円であったと推定される。



なお、元金充当合計額が20万円であれば、平成元年12月27日付け1万3400円の内、元金への充当額は6940円となり、残り6460円が利息に充当されたことになる。

被告においては、1回目の弁済日を「貸付日の属する月の翌月27日」としているものであり、「1301」の貸付けに対する1回目の弁済日は、平成元年12月27日であるから、同売上げが発生したのは、その前月、平成元年11月である。

ここで、平成2年1月5日より前の売上げ、貸付けについては、前記の貸付利率及び貸付日の推計方法がそのまま適用できるとは限らないため、正確な貸付日を推計することは困難である。そこで今回の推定では、借主である原告にとってもっとも有利なように（発生する利息が最も少額になるように）貸付月の末日をもって貸付日と推定する。

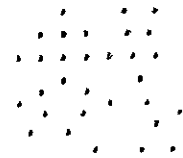
上記の方法によると、売上連番「1301」の貸付けは、「平成元年11月30日付け20万円の貸付け」と推定される。

エ まとめ

以上によれば、被告の原告に対する貸付けと弁済の取引履歴は、貸付記録がない貸付け（売上連番「1301」の貸付け、売上連番「5001」以降の貸付け）の以上の判断にかかる推計分と、利息制限法計算シート（甲2）記載の各貸付けと弁済ということになり、これを一連の取引と仮定してみると、別紙利息制限法計算書（推計計算書）（以下「貸付推計計算書」という。）の取引履歴のとおりとなる。同計算書で算定した借入金額合計は348万円、弁済額合計は411万5183円となる。

(2) 前記(1)の取引の一連性の有無

(原告の主張)



本件カード基本契約が存続している限り、同契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれているのであるから、発生した過払金を新たに生じた借入金債務に充当するという充当合意も存続しており、取引の空白の有無に関わらず、1個の一連の取引として制限利率への引直し計算をするべきである。そして、本件カード基本契約が制限利率を超過する約定利率での貸付けを行う基本契約である限り、上記の充当合意は常に内在している。

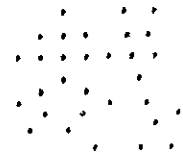
制限利率を超過する利率の約定は無効なのであるから、被告が主張する「約定債務残高」という概念はありえない。

また、被告は、個別貸付けを金銭消費貸借契約として営業してきた旨主張するが、被告は、包括契約時にある程度の書面を交付すれば行政庁からの処分をされないものとされ、かかる取扱いに基づいて、個々の貸付時には契約書を全く交付せずに営業してきて、その結果、行政処分や刑事罰を免れてきて、今になって、個々の貸付けが金銭消費貸借契約である旨主張することは信義則に反し許されず、被告が個別貸付けをしてきたことはあり得ない。

(被告の主張)

ア 本件カード基本契約に基づく金銭消費貸借取引について、原告は充当合意の主張立証をしていないから、かかる合意の存在を認めることはできず、同取引において過払金が発生しても、かかる過払金をその後に発生した新たな借入金債務に充当することはできず、過払金の計算方法として、一連一体の計算方法を採用することは許されない。

イ 被告における本件カード基本契約に基づく貸付け・ショッピングは、売上げごとに個別の貸付契約・立替払契約が成立するものと解され、被告は、それぞれ個別の「売上連番」を付して管理し



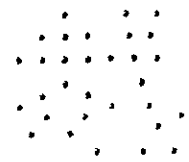
ている。なお、被告においては、平成2年1月5日以降発生した売上げについて、順に「5001」からの売上連番を付しているが、同契約に基づく全債務が完済され、一定期間売上げが発生しない場合、売上連番はリセットされ、再び当初の「5001」から順に付されることになっているので、前記入金履歴（甲1）に記載された平成2年4月27日付け弁済の充当先である「5001」と、平成3年2月27日から同年4月30日までの弁済の充当先である「5001」、平成4年6月29日から平成5年3月29日までの「5001」、同年12月27日から平成6年2月28日までの「5001」、さらに同年6月27日から同年8月29日までの「5001」は、それぞれ別個の売上げである。

ウ 前記入金履歴（甲1）をみると、いったん約定利率による債務をすべて完済し、その後一定期間、新しい借入れがないという事情が存在するので、このようにいったん約定債務を完済した取引において発生した過払金をその後に発生した借入れに充当することはできない。

上記の中断期間は次のとおりである。次の「新規借入れ」は当該借入れに対する最初の弁済日の前月としている。

	完済日	完済時弁済額	新規借入れ	中断期間
①	H3/9/27	18,461 円	H5/11	約1年9か月
②	H6/2/28	141,411 円	H6/5	約3か月
③	H6/8/29	88,383 円	H10/9/3	約4年

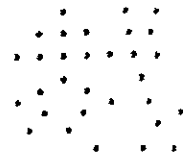
エ 仮に、本件カード基本契約自体に充当合意が認められるとしても、これは、「リボルビング払い」のみを対象とした合意である。本件の約定残債務がいったん完済されている平成6年8月29日までの貸付けの返済方法は「1回払い」又は「回数指定分割払



い」であり（甲1），上記の充当合意の対象外であり，同合意は及ばない。

オ 前記ウの①ないし③のとおり，約定弁済が終了し，約定利率による取引における債務残高が0円となったときは，そこで従前の取引が終了し，以後の借入れによって別の取引が生じていると解すべきであり，完済前の取引において発生した過払金はその後発生した借入金債務には充当されない。

カ さらに，被告は，貸金業法改正を受けて，平成19年4月1日より，カード契約に基づく貸付けを含めたすべての貸付けについて，約定利率を制限利率の範囲内に変更している。したがって，本件カード基本契約に基づく取引においても，平成17年3月3日付け11万円の貸付け（甲2）までは，制限利率を超える約定利率であったが，平成21年7月30日付け50万円の貸付け（甲2の番号147）以降の貸付けは，いずれも約定利率自体が利息制限法の制限利率の範囲内になっている。本件カード基本契約に基づく取引についてみると，平成19年10月29日までの取引が「利限法超過貸付け」に基づく取引であり，この時点から取引は中断し，1年7か月の空白を経て，平成21年7月30日付け50万円の貸付けから「法定利率内貸付け」に基づく取引が始まっている。「法定利率内貸付け」は過払金の発生の余地のない貸付けなのであるから，約定弁済によって過払金が発生することを前提とする充当合意の対象にはなり得ず，平成19年10月29日までの「利限法超過貸付け」に基づく取引において発生していた過払金を，平成21年7月30日以降の「法定利率内貸付け」に充当するとの充当合意は存在し得ないから，かかる充当は許されないというべきである。



上記の充当をすることによって、「法定利率内貸付け」に関する約定利息の発生がなくなり、被告の約定期限までの利息を取得する権利が奪われ、かかる事態は民法136条2項ただし書に照らして不当であり、到底認められない。

(3) 被告の悪意の受益者性と過払利息の充当方法

(原告の主張)

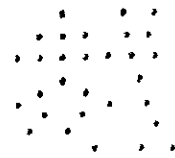
被告は貸金業者であり、制限利率を超過する利率での貸付けが早晩過払になることは分かっていたものであり、また、貸金業法17条及び18条所定の書面を交付したこともないことも認識していたのであるから、民法704条所定の悪意の受益者である。

新たな貸付けに対する充当は、過払金で行うのであり、民法704条により発生した不当利得の場合には利息も発生するのであるから、これも充当する旨の合意が充当合意に含まれているとみるのが素直であり、超過返済金は違法状態を是正するために直ちに充当するのが利息制限法の趣旨に合致するのであるから、それは利息を含めて当然に充当されるもので、それが公平にも合致する。

(被告の主張)

原告の主張を争う。

仮に不当利得についての悪意が認められるとしても、ある期間に発生した過払利息を、その後に発生した借入金債務に充当できるかという問題が残る。この点、過払利息は民法704条の規定に基づいて発生するものであり、当事者の意思が介在する余地はないから、充当の合意は観念し得ない。また、そもそも過払利息が発生するのは、貸主が悪意の受益者である場合に限られるところ、被告が本件カード基本契約の締結時において、自己が悪意の受益者である場合を前提として、過払利息をその後に発生した新たな借入金債務に充当する意思を有して



いたはずがなく、そのような推認も成立し得ないし、民法491条の適用もない。よって、過払利息を後の借入金債務に充当することは許されない。

(4) 過払金返還請求権の消滅時効の成否

(被告の主張)

本件カード基本契約自体に充当合意が認められず、特に、約定弁済により約定残高0円になった場合の、約定残高が0円になる前の過払金、取引に中断・空白が認められる場合の中断・空白前の取引において発生した過払金は、いずれも後に発生した借入金債務に充当されることはない。このように後の債務への充当が認められない過払金は、当該取引における最終弁済の時点で過払金返還請求権が特定、固定され、以後、消滅時効が進行することになる。

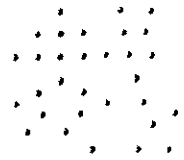
過払金返還請求権は、商人である被告がその営業のために行う「附屬的商行為」たる消費貸借契約の解除によって生じるものである等の理由から、過払金返還請求権は「商行為債権に準ずべき債権」と解するのが相当であり、その消滅時効期間は5年と認められる。

本件カード基本契約においては、平成6年8月29日までの取引において発生した過払金は、その後の借入金債務に充当されず、その時点で確定し、以後消滅時効が進行する。

したがって、平成6年8月29日までの取引において発生した過払金返還請求権は、平成11年8月28日の経過をもって消滅時効が完成しているもので、かかる消滅時効を援用する。

仮に上記消滅時効期間が10年であるとしても、平成16年8月28日の経過をもって消滅時効は完成していることになる。

(原告の主張)



本件カード基本契約が終了するまでは過払金返還請求権の時効は進行しない。

原告は、本件カード基本契約を維持するために年会費を払ってきたものであるが、平成6年8月29日に発生している過払金返還請求権を行使しようとするれば、会員手数料の支払を止め、被告との間の本件カード基本契約を終了しなければならないことになる。しかしこのようなことは、会員手数料を支払って上記の基本契約を維持している意味を没却するから相当ではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について（原、被告間の金銭消費貸借取引の存在及びその取引経過）

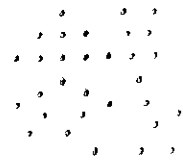
前記前提となる事実、証拠（甲1、2、乙1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、原告が被告との間で本件カードによるカードキャッシング及びカードショッピングのための包括的な基本契約を最初に締結して取引を開始したのは、平成元年10月頃で、本件カード基本契約はほぼその頃に締結されたものと認められ、その後の取引内容のうち、カードキャッシングの取引履歴については、争点(1)についての被告の主張どおりに、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書2のとおりと推計してこれを認めるのが、証拠（甲1、乙1、2）とも矛盾せず、合理的といえる（上記認定にかかる取引を「本件キャッシング取引」という。なお、上記取引における約定利率についても、被告が認める範囲で制限利率を超過していたものと推認される。）。これに対し、原告は、取引開始時について、昭和57年頃から本件カード基本契約と同様の基本契約に基づくカードキャッシングの借入れと返済が継続していて、制限超過部分を順次残元本に充当した結果、平成元年には少なくとも残高0円であった旨主張するが、この主張は、前記入金履歴（甲1）から平成元年12



月27日の時点での継続的借入れに対するものと思われる弁済があったと認められることを前提としても、上記主張にかかる取引期間における取引の存在を裏付けるのに足りる証拠が全く見あたらないことからすれば、採り得ない。また、原告は、カードショッピングについての弁済の混在についても争っているが、かかる主張は乙2のカードショッピングの合計件数と取引総額の記録と矛盾し、これに対して、被告の主張する前記認定の取引履歴は、乙2の記録とも矛盾せず、合理性がある。

2 争点(2)について (前記(1)の取引の一連性の有無)

原、被告の争点(1)で認定した本件キャッシング取引は、いずれも1個の包括的な基本契約である本件カード基本契約に基づくものであることは当事者間に争いが無い。そして、同基本契約においては、同契約を解除して終了しない限りは、一定の極度額内で一定の契約条件のもとで継続的に借入れと返済(返済方法としては毎月元利均等方式だが、1回払も予定している。)がなされることを予定しており、同基本契約で定められた利率は制限利息を超えるものであったことが認められる。このような本件カード基本契約の内容を前提にすると、本件キャッシング取引にかかる弁済は、同基本契約における各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件カード基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解されるのであり、充当の対象となるのはこのような全体としての借入金債務であると解することができる。そうすると、本件カード基本契約は、同契約に基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(以下「充当合意」という。))を含んでいるものと解するのが相当であり



(最高裁平成18年(受)第1887号同19年6月7日第1小法廷判決参照), 被告が主張するような, 新たな借入金債務の発生までの空白期間の存在や, 制限利率への引直し計算前の約定債務の残元金が0円となった時点の存在があっても上記の充当合意の認定を妨げないものと解される。また, 過払金が生じた後に, 被告において, 約定利率を制限利率内に改めた後に新たな借入債務が発生した場合においても, 本件カード基本契約に基づく借入債務である以上は, これをそれまでの取引とは異なる別個の取引と観念することはできないから上記の新たな借入債務が上記充当合意の対象から除外されるものとも解されず, これをも一連の取引として引直し計算をするべきである。

よって, 争点(2)についての被告の主張は採り得ず, 本件キャッシング取引はすべて一連の取引として制限利率への引直し計算をするべきである。

3 争点(3)について (被告の悪意の受益者性と過払利息の充当方法)

金銭を目的とする消費貸借において, 制限利率を超過する利息の約定は, その超過部分につき無効であって, この理は, 貸金業者についても同様であるところ, 貸金業者については, 貸金業法43条1項が適用される場合に限り, 制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができることとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば, 貸金業者は, 同項の適用がない場合には, 制限超過部分は, 貸付金の残元本があればこれに充当され, 残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると, 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが, その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には, 当該貸金業者は, 同項の適用があるとの認識を有しており, かつ, そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでないかぎり, 法律上の原

因がないことを知りながら、過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第2小法廷判決・民集61巻5号1980頁，最高裁平成18年（受）第1666号同19年7月17日第3小法廷判決・裁判所時報1440号298頁参照）。

また、金銭消費貸借の借主が制限超過部分の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない（大審院昭和2年（オ）第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照）。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なるところはないと解するのが相当である（最高裁平成21年（受）第1192号同年9月4日第2小法廷判決・裁判所時報1491号258頁参照）。

これを本件についてみると、被告は、貸金業法43条1項の要件の主張立証しておらず、前記特段の事情についても、これを基礎づけるに足りる具体的事情の主張立証もないことからすれば、被告は民法704条の「悪意の受益者」と推定される（被告は、前記のとおり、約定利率を制限利率内に変更した旨主張しているが、これは、過払金が生じた後のことであるから、上記判断を左右しない。）。

そうすると、被告は、本件キャッシング取引における各弁済によって過払金が生じていれば、原告に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法所定の年5分の割合による利息を付して返還すべき義

務を負うものというべきである。

ここで、上記利息の充当方法について、被告は、過払利息は民法704条の規定に基づいて発生するものであり、当事者の意思が介在する余地はないから、充当の合意は観念し得ない等として、上記利息を後の借入金債務に充当することは許されない旨主張するが、制限利率を超える約定利率での貸付けを内容とする本件カード基本契約に基づく取引を継続してきた以上は、取引継続中に過払金及び過払利息が生じることは当事者が予測しうるものであり、かかる継続的な取引において過払利息も発生していれば、過払利息をその後に発生する新たな借入金債務に充当するのが当事者の合理的意思に適うものとして相当というべきである。被告の主張によれば、結局、過払金について利息が発生している場合に、新たな借入れにより原告が取得した金員を、利息ではなく過払金に先に充当することを求めるものであり、採用できない。

よって、被告が原告に返還すべき過払金と上記利息は、別紙計算書2のとおり発生し、同取引終了日における過払元金及び利息残額は、同計算書のとおり認められる。

4 争点(4)について (過払金返還請求権の消滅時効の成否)

被告の主張は、本件キャッシング取引が一連の1個の取引ではないことを前提としているので採り得ず、過払金返還請求権の消滅時効は本件カード基本契約に基づく取引終了の日から進行するものというべきであるから、消滅時効の主張には理由がない。

5 結論

以上の検討によれば、原告は、被告に対し、最終取引日の平成23年1月27日時点における過払元利金合計71万1483円（内訳は過払元金69万7002円と同日までの利息1万4481円）及び上記過払元金に対する同日の翌日である同月28日から支払済みまで民法所定の

年5分の割合による同法704条前段所定の利息の支払請求権があるものと認められるので、原告の請求はこの限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法64条本文、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官 作原れい子